

(令和5年6月19日～)

簡易型総合評価落札方式における留意事項

価格と品質が総合的に優れた調達を推進していくため、**令和5年度から「簡易型総合評価落札方式(簡易実績型)」による入札に加えて、「簡易型総合評価落札方式(実績確認型)」による入札の試行を一部の工事で実施します。**

ついては、入札に参加される皆さんの総合評価に対する理解を深めるとともに、よりよい提案を行っていただくため、提出資料作成の際の留意事項を取りまとめましたので、入札参加にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

※IV 評価項目の評価のうち、2 個別事項 (1) 企業の施工能力の評価 ④ISOマネジメントシステム等の取組み(5点)について、評価項目外であるにもかかわらず、誤って記載しておりますので、6月28日付で削除しております。

記

I 適用範囲及び評価区分 【凡例】○:適用 、△:一部適用

区分	実績確認型	簡易実績型
適用範囲	【土木一式】 設計金額5,000万円以上 【建築一式】 設計金額6,000万円以上 【その他】 設計金額4,500万円以上	【土木一式】 設計金額1,000万円以上 【建築一式】 設計金額1,500万円以上 【その他】 設計金額1,000万円以上
評価区分	(1) 企業の施工能力	○
	(2) 配置予定技術者	○
	(3) 技術力の継続的な確保	○
	(4) 地理的要件	○
	(5) 地域貢献度	○

※工事の内容によっては、これによらない場合もありますので、個別の工事の入札公告でご確認ください。

II 評価の方法

評価は、次に掲げる評価値をもって行います。

1 評価値の算定方法

評価値の算定方法は、除算方式を採用しています。

評価値=(基礎点+施工体制確認点+加算点)／入札価格(単位:億円)

求められる評価値は、小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとします。

・基礎点:80点

　　入札参加資格を満たす場合に80点を与えます。

・施工体制確認点:20点以内

　　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性についてそれぞれ10点以内

・加算点:実績確認型 10点以内

　　(企業の施工能力 2.5点、配置予定技術者 2.5点、

　　技術力の継続的な確保 1.5点、地理的要件 1.5点、地域貢献度 2点)

　　簡易実績型 10点以内

・入札価格

　　各入札参加者の入札価格(税抜)を億円単位にします。

2 加算点の計算

加算点の計算については、評価項目の配点合計がそれぞれの方式における加算点の満点となるように次の算式により換算します。なお、換算にあたっては、評価区分ごとに小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとします。

・実績確認型の場合

加算点=(入札参加者の企業の施工能力の得点合計

　　／企業の施工能力の配点合計)×2.5点

　　+(入札参加者の配置予定技術者の得点合計

　　／配置予定技術者の配点合計)×2.5点

　　+(入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計

　　／技術力の継続的な確保の配点合計)×1.5点

　　+(入札参加者の地理的要件の得点合計

　　／地理的要件の配点合計)×1.5点

　　+(入札参加者の地域貢献度の得点合計

　　／地域貢献度の配点合計)×2点

・簡易実績型の場合

加算点=(入札参加者の各評価項目の得点合計

　　／各評価項目の配点合計)×10点

※**実績確認型及び簡易実績型の場合**、入札参加者の各評価項目の得点は、入札参加者自らが評価した得点が前提となります。

3 施工体制確認点の計算

入札時提出いただく施工体制確認書、開札後に提出いただく施工体制確認に係る調査資料及び事情聴取等の結果により、施工体制確認項目(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)毎に10点、5点、0点で採点します。

4 落札者の決定

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とします。

III 評価区分及び評価項目の設定

評価項目の設定は、次のとおりとする。(土木一式の例)

評価区分	評価項目	実績確認型		簡易実績型	
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択	10	選択	10
	工事成績評定点	必須	20		
	優良工事表彰歴	必須	10		
	ISOマネジメントシステム等の取組み				
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択	10	選択	10
	主任(監理)技術者の保有する資格	必須	5	必須	5
	継続学習(CPD)の取組み	必須	5	必須	5
技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択	10	選択	10
	災害時の事業継続力	必須	5		
	市内下請業者の活用	必須	5	必須	5
	若手技術者等の育成	必須	5		
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須	15	必須	15
地域貢献度	災害対応等の実績	必須	10	必須	10
	地域貢献活動への参加実績	必須	5	必須	5
	災害の復旧工事の契約実績	必須	15	選択	15
合計			130		90

ただし、この表は原則であり、工事の内容によって変更しますので、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。

IV 評価項目の評価

1 共通事項

総合評価は、提出された簡易型総合評価に係る資料の記載内容に基づき評価します。
このため、記載誤りや記載漏れは、評価されない場合がありますので、十分確認のうえ提出してください。

2 個別事項

(1) 企業の施工能力の評価

①同種・類似工事の施工実績(10点)

評価内容	評価基準	配点
過去15年間の 同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり 類似工事の実績あり 上記以外	10 5 0

- ・同種・類似工事の具体的な内容については、個別の工事の入札公告における評価項目等で確認してください。
- ・入札参加資格としての施工実績の設定の有無にかかわらず、開札日から起算して過去15年間における元請としての施工実績であって、入札公告共通事項2(10)に規定する要件を全て満たすもので、かつ、同種工事又は類似工事での施工実績と認められるものが評価の対象となります。なお、「過去15年間」は、実際の工期の末日で判断してください。

- ・共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格としては出資比率20%以上のものであれば認めていますが、総合評価においては評価の対象となりません。
- ・契約金額は、最終契約金額を記入してください。
- ・追加資料として(一財)日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(以下、「コリズ」という。)の登録内容確認書(竣工登録されたものに限る。)、契約書の写し、発注者の施工証明書等を提出する場合、当該資料では同種・類似工事の要件を満たすことが充分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料を併せて提出してください。

②工事成績評定点(20点)

評価内容	評価基準	配点
【土木一式工事の場合】 過去3か年度の工事成績評定点	80点以上	20
	78点以上80点未満	18
【土木一式工事以外の場合】 過去6か年度の工事成績評定点	76点以上78点未満	16
	74点以上76点未満	14
	72点以上74点未満	12
	70点以上72点未満	10
	70点未満	0

- ・この評価項目は、工種が解体工事の場合を除く実績確認型の場合に設定します。
- ・公告日の前年度以前3か年度又は6か年度内に完成した宇和島市発注工事のうち、個別の入札公告に掲げる格付け業種と同業種の工事の工事成績評定点の平均点(小数第1位を四捨五入した整数)で評価します。なお、完成検査後、工事成績評定点に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点をもとに算定することとします。
- ・「宇和島市発注工事」には、水道局・病院局の発注工事は含みません。
- ・特定建設工事共同企業体としての工事成績評定点は、代表者を含む全ての構成員において、平均点の算定に加味してください。
- ・工事成績評定対象については、土木一式工事は3か年度(港湾・海上工事及びPC橋上部工事については、6か年度)、土木一式工事以外は6か年度とします。

③優良工事表彰歴(10点)

評価内容	評価基準	配点
土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴	2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	10
	知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり	5
	表彰なし	0

- ・この評価項目は発注する工事の工種が土木一式工事で実績確認型の場合に設定します。
- ・評価の対象となる表彰は、「愛媛県優良建設工事知事表彰」と「国土交通省四国地方整備局優良工事局長表彰」のみです。四国地方整備局における安全工事や優秀貢献工事、事務所長表彰や他の地方整備局の表彰は評価の対象になりません。
- ・「過去5か年度」とは、公告日の前年度以前5か年度であり、工事の施工年度ではなく表彰状の受領年度によります。
- ・表彰を受けた工事の種別は土木一式工事に限ります。
- ・特定建設工事共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体としての表彰は、代表者を含む全ての構成員の表彰歴として評価の対象となります。

(2) 配置予定技術者の評価

①同種・類似工事の従事経験(10点)

評価内容	評価基準	配点
過去15年間の主任(監理)技術者又は現場代理人としての同種・類似工事の従事経験	主任(監理)技術者として同種工事の従事経験あり	10
	主任(監理)技術者として類似工事の従事経験あり	6
	現場代理人として同種工事の従事経験あり	4
	現場代理人として類似工事の従事経験あり	2
	上記以外	0

- ・同種・類似工事の具体的な内容については、個別の工事の入札公告における評価項目等で確認してください。
- ・入札参加資格としての従事経験の設定の有無にかかわらず、開札日から起算して過去15年間における元請として施工した工事における従事経験であって、入札公告共通事項2(11)イに規定する要件を全て満たすもので、かつ、同種工事又は類似工事での従事経験と認められるものが評価の対象となります。なお、「過去15年間」は、実際の工期の末日で判断してください。
- ・共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格としては出資比率20%以上のものであれば認めていますが、総合評価においては評価の対象となりません。
- ・契約金額は、最終契約金額を記入してください。
- ・追加資料としてコリンズの登録内容確認書(竣工登録されたものに限る。)、契約書の写し、発注者の施工証明書等を提出する場合、当該資料では同種・類似工事の要件を満たすことが充分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料を併せて提出してください。
- ・「主任(監理)技術者としての従事経験」と「現場代理人としての従事経験」の両方を有する場合は、「主任(監理)技術者としての従事経験」のみが評価の対象となります。
- ・「副現場代理人としての従事経験」は、現場代理人の職務の代行の実施の有無にかかわらず、評価の対象なりません。

②主任(監理)技術者の保有する資格(5点)

評価内容	評価基準	配点
保有する資格の有無	監理技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)	5
	主任技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。)	3
	上記以外	0

- ・この評価項目は、入札参加資格において主任(監理)技術者の保有する資格として、実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を認めている場合にのみ設定します。
- ・評価については、建設業法に基づき、監理技術者・主任技術者になれる資格(当該工事の許可業種に係るもの)の取得を評価するものであり、入札参加資格とは別に、実務経験や国土交通大臣特別認定などにより主任(監理)技術者の資格を有している場合は、評価の対象なりません。
- ・「監理技術者になれる資格」については、配置予定技術者が監理技術者になり得る国家資格等に加え、監理技術者資格者証(当該工事の許可業種に係るもの)及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要)を有する場合のみ、評価の対象となります。

③継続学習(CPD)の取組み(5点)

[実績確認型]

評価内容	評価基準	配点
CPDの取得単位数	100ユニット以上	5
	80ユニット以上100ユニット未満	4
	60ユニット以上80ユニット未満	3
	40ユニット以上60ユニット未満	2
	20ユニット以上40ユニット未満	1
	20ユニット未満	0

[簡易実績型]

評価内容	評価基準	配点
CPDの取得単位数	50ユニット以上	5
	40ユニット以上50ユニット未満	4
	30ユニット以上40ユニット未満	3
	20ユニット以上30ユニット未満	2
	10ユニット以上20ユニット未満	1
	10ユニット未満	0

- ・この評価項目は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会のいずれかが発行する継続学習制度(CPD)に係る証明書により確認できる取得単位数のみが評価の対象となります。ただし、証明書は証明日が開札日から起算して過去1年以内のものに限ります。
- ・複数の団体の取得単位を合算する場合、重複する講習や当該発注工事の工種と関係のない講習に係る単位数は評価の対象となりません。
- ・証明書の証明日から起算して過去5年間に取得した単位の累計が評価の対象となります。
- ・現在は、上記以外の団体による証明書は評価の対象となりませんが、他の団体の講習会でもCPD単位の相互承認により単位数に認められる場合があります。詳しくは、上記団体のHP等で確認してください。

(3) 技術力の継続的な確保

①設備等施工体制(5点、10点又は15点)

[鋼橋・PC橋・水門樋門工事等で工場製作を伴う場合]

評価内容	評価基準	配点
製作工場の有無	市内にあり	10
	市内になし	0

- ・この評価項目は、その工事の内容が鋼橋・PC橋・水門樋門・荷役機械・浮桟橋工事等で工場製作を伴う場合に設定します。

[主作業船を用いる海上工事の場合]

評価内容	評価基準	配点
所有する主作業船の有無又は使用	当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する主作業船を当該工事で使用	10
	上記以外	0

- ・この評価項目は、その工事内容が主作業船を用いる海上工事の場合に設定します。
- ・共同所有の場合は、当該作業船の所有比率が50%以上である場合に限り評価します。なお、共同所有者に子会社等を含む場合は、子会社等の所有比率に自社の子会社に対する出資比率を乗じた率を、自社の所有比率に加えたものを所有比率として判断します。
- ・共同所有の場合は、追加資料の提出時に、所有比率や出資比率を確認できるものを併せて提出してください。

・「所有する主作業船を当該工事で使用」とは、発注者が設定した能力未満の主作業船で施工できる場合に評価の対象となります。

この場合については、当該工事について当該船舶で施工が可能であることがわかる資料(任意様式)を作成して、追加資料に添付して提出してください。

・「主作業船」とは、次に該当するものをいいます。

ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、バージアンローダー浚渫船、起重機船、クレーン付台船、杭打船、コンクリートミキサー船、深層混合処理船、サンドドレン船、サンドコンパクション船、ガット船、ガットバージ、土運船

(「主作業船」に該当しないもの)

揚錨船、引船・押船、交通船、潜水士船、台船

・使用するものとしていた主作業船を当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。

・所有を証する書類(記載した船舶は、自ら所有するものであり、かつ、求める能力を満たすことを確認できるものであること)

固定資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、船舶検査証、登記簿謄本(登記事項証明書)、建設機械打刻検認証明書のいずれかの写し

規格・能力が不明な場合の追加資料(カタログ、仕様書、写真等)

[法面工事主要機械を用いる法面工事の場合]

評価内容	評価基準	配点
所有する法面工事主要機械の使用	所有する法面工事主要機械を当該工事で使用	5
	上記以外	0

・この評価項目は、その主たる工事内容が法面工事主要機械を使用する場合に設定します。

・「法面工事主要機械」とは、次に該当するものをいいます。

モルタルコンクリート吹付機(法面用)

ボーリングマシン

※ボーリングマシンは、法面アンカー工を対象とするものであり、レッグハンマ、ドリフタ(ガイドセルを含む)等の削岩機は含みません。

・共同所有又はリースの場合は、評価の対象となりません。

・所有する法面工事主要機械を当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。

・所有を証する書類(自ら所有することを確認できるものであること)

固定資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書のいずれかの写し

規格・能力が不明な場合の追加資料(カタログ、仕様書、写真等)

[アスファルト舗装工事の場合]

評価内容	評価基準	配点
アスファルトプラントの有無及び所有するアスファルトイニッシャの使用	アスファルトプラントが市内にありかつ所有するアスファルトイニッシャを当該工事で使用	15
	アスファルトプラントが市内にあり	10
	所有するアスファルトイニッシャを当該工事で使用	5
	上記以外	0

・この評価項目は、その主たる工事内容がアスファルト舗装工事の場合に設定します。

ただし、アスファルトイニッシャを使用しない場合の評価内容、評価基準及び配点は次のとおりとなります。

評価内容	評価基準	配点
アスファルトプラントの有無	アスファルトプラントが市内にあり	10
	上記以外	0

- ・アスファルトプラントについて、共同所有の場合は、出資比率が1/3を超える場合に限り評価の対象となります。なお、共同所有者に子会社等を含む場合は、子会社等の出資比率に自社の子会社に対する出資比率を乗じた率を、自社の出資比率に加えたものを出資比率として判断します。
- ・共同所有の場合は、追加資料の提出時に、出資比率を確認できるものを併せて提出してください。
- ・アスファルトフィニッシャについて、共同所有又はリースの場合は評価の対象となりません。
- ・所有するアスファルトフィニッシャを当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。
- ・アスファルトフィニッシャの所有を証する書類(自ら所有することを確認できるものであること)

固定資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、登記簿謄本(登記事項証明書)、建設機械打刻検認証明書のいずれかの写し
規格・能力が不明な場合の追加資料(カタログ、仕様書、写真等)

[工種が土木一式における一般土木の場合]

評価内容	評価基準	配点
掘削系建設機械及びダンプトラック(最大積載量2t以上)の所有の有無	掘削系建設機械及びダンプトラック(最大積載量2t以上)を所有	5
	掘削系建設機械を所有	3
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式における一般土木の場合に設定します。ただし、鋼橋・PC橋・水門樋門工事で工場製作を伴う場合に、市内における工場製作の有無を評価する場合は設定しません。
- ・「掘削系建設機械」とは、次に該当するものをいいます。
ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)、ブルドーザー(自重3t以上)、トラクターショベル(バケット容量0.4m³以上)
- ・当該工事での使用に関係なく、開札日において所有又は長期リース契約(1年以上)の場合に評価し、共同所有の場合は、評価の対象となりません。
- ・所有を証する書類(自ら所有又はリースしていることを確認できるものであること)
固定(減価償却)資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本(登記事項証明書)、建設機械打刻検認証明書又はリース契約書等のいずれかの写し
規格・能力が不明な場合の追加資料(カタログ、仕様書、写真等)

[工種が解体の場合]

評価内容	評価基準	配点
所有する解体用重機の使用	所有する解体用重機を当該工事で使用	5
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が解体の場合に設定します。
- ・「解体用重機」とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械のことであり、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機が該当します。
- ・開札日において所有又は長期リース契約(1年以上)している場合に評価し、共同所有の場合は、評価の対象となりません。
- ・所有する解体用重機を当該工事で使用していないことが発覚した場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。
- ・所有を証する書類(自ら所有又はリースしていることを確認できるものであること)

固定(減価償却)資産台帳、売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本(登記事項証明書)、建設機械打刻検認証明書又はリース契約書等のいずれかの写し

②災害時の事業継続力(5点)

評価内容	評価基準	配点
災害時の事業継続計画(BCP) の認定の有無	四国建設業BCP等審査会又は えひめ建設業BCP等審査会の認定あり	5
	認定なし	0

- ・この評価項目は発注する工事の工種が土木一式工事で実績確認型の場合に設定します。
- ・「四国建設業BCP等審査会」又は「えひめ建設業BCP等審査会」で認定され、開札日ににおいて有効である災害時の事業継続計画(BCP)が評価の対象となります。

③市内下請業者の活用(5点)

評価内容	評価基準	配点
全ての下請を含む施工体制 の計画	全ての下請業者(二次以下を含む)が市内業者である又 は元請業者が市内業者で工事の全てを自ら施工する	5
	上記以外	0

- ・建設業法第2条第4項に規定する下請負契約において、下請負契約の締結時に市内に本店を有する業者が評価の対象となります。
- ・全ての下請業者が市内に本店を有する業者に発注予定又は市内に本店を有する元請業者が自社施工する場合に評価の対象となります。
- ・元請業者が市外に本店を有する場合も全ての下請負契約が市内に本店を有する業者の場合に評価の対象となります。
- ・二次下請以下も評価の対象となります。
- ・評価対象は、建設工事の請負契約における下請業者であり、測量、警備、資材納入、運搬等のみの契約業者は評価の対象となりません。
- ・下請業者のうち一社でも市内業者でない者がある場合は評価の対象となりません。
- ・入札時にあらかじめ下請業者を決めておく必要はありませんが、予定ありと評価された場合には履行義務があります。
- ・評価された場合は、下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者との契約書及び現場監督業務等において履行確認を行います。なお、確認できない場合には追加で確認できる資料を求めることがあります。
- ・当該工事で市外業者を使用しなければならなくなった場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。ただし、発注者の都合による設計変更の追加工事は、工事成績評定点の減点対象外とします。

④若手技術者等の育成(5点)

評価内容	評価基準	配点
若手技術者等(35歳未満) の現場への配置	30歳未満を担当技術者として配置	5
	35歳未満を担当技術者として配置	4
	30歳未満を現場代理人として配置	2
	35歳未満を現場代理人として配置	1
	上記以外	0

- ・この評価項目は、実績確認型の場合に設定します。
- ・開札日において35歳未満の者が加点対象となります。ただし、外国人材については、在留期間の更新に制限のない2号特定技能外国人、身分に基づき在留する者(定住者、永住者及び日本人の配偶者等)及び就労目的で在留が認められる者(専門的・技術的分野の

在留資格)以外は加点対象とはなりません。

- ・担当技術者及び現場代理人の重複配点はありません。
- ・当該工事で配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等(担当技術者又は現場代理人)を配置できなくなった場合は、当該工事の工事成績評定点を減点します。

(4) 地理的要件の評価

①本・支店、営業所の有無(10点又は15点)

評価内容	評価基準	配点 (土木一式)	配点 (土木一式以外)
市内での本・支店、営業所の所在の有無	旧市町内に本店あり	15	—
	市内に本店あり	10	10
	市内に支店、営業所あり	5	5
	上記以外	0	0

- ・この評価項目は、入札参加資格における地理的要件等の設定に伴い変更しますので、個別の工事の入札公告における評価項目等で確認してください。
- ・土木一式の場合は15点満点、土木一式以外の場合は10点満点となります。

(5) 地域貢献度の評価

①災害対応等の実績(10点)

〔工種が土木一式・建築一式・舗装及び管の場合〕

評価内容	評価基準	配点
過去5か年度の災害協定等に基づく応急対策業務及び災害ボランティア活動の実績	次の①、②いずれも実績あり ①応急対策業務 ②災害ボランティア活動の実績	10
	次の①、②いずれかの実績あり ①応急対策業務 ②災害ボランティア活動の実績	5
上記以外		0

- ・この評価項目は、次に掲げる活動等の実績が評価の対象となります。

- 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と宇和島市との間の協定又は災害復旧における建設業者と宇和島市との間の契約に基づき実施した、公告日の前年度以前5か年度における応急対策業務の実績(実績の証明不要)
- 災害時に宇和島市において災害対策本部が設置され、同本部の要請又は社会福祉協議会等の募集に応じて、災害ボランティア(無償のものに限る。(ただし、作業に要する消耗品等について、実費相当の助成又は現物支給を受けたものを除く。))として参加した、公告日の前年度以前5か年度における実績
 - ・災害ボランティア活動の実績について、追加資料として提出する実績調書の証明者は、市又は市の社会福祉協議会のほか、参加したボランティアを取りまとめていた建設関係団体でも評価の対象となります。また、実績調書は写しを提出してください。

②地域貢献活動への参加実績(5点)

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の地域貢献活動への参加実績	5回以上の参加実績あり	5
	5回未満の参加実績あり	3
	参加実績なし	0

- ・この評価項目は、公告日の前年度以前2か年度の次に掲げる活動への参加実績が評価の対象となります。

・企業としての無償奉仕活動を対象とし、社員等の個人としての活動は評価の対象となりません。

a. クリーン作戦(実施機関:宇和島市生活環境課)

(1)令和4年度

- ①お祭り前吉田クリーン作戦
- ②お祭り前須賀川クリーン作戦
- ③お祭り前津島クリーン作戦(7月)
- ④クリーン新宇和島
- ⑤樺崎地区クリーン作戦
- ⑥お祭り前津島クリーン作戦(1月)

(2)令和3年度

- ①クリーン新宇和島
- ②樺崎地区クリーン作戦
- ③お祭り前津島クリーン作戦

b. 宇和島市海ごみ清掃イベント(実施機関:各種団体・担当課:宇和島市生活環境課)

(市の助成を受けたものに限る。)

c. 水道週間行事(実施機関:宇和島市水道局)

d. 公共土木施設愛護事業に関する活動(実施機関:愛媛県土木部)

(愛リバー、愛ビーチ、愛ロード)

・地域貢献活動の参加実績について、追加資料として提出する実績調書の証明者は、市のほか、参加した地域貢献活動を取りまとめていた関係団体等でも評価の対象となります。また、実績調書は写しを提出してください。

・評価する各活動への参加人数の制限は、現時点ではありません。

③災害の復旧工事の契約実績(15点)

[工種が土木一式における一般土木の場合]

評価内容	評価基準	配点
過去3か年度の災害の復旧工事の契約実績	10件以上の契約実績あり	15
	5件以上の契約実績あり	10
	2件以上の契約実績あり	5
	契約実績なし	0

・災害の復旧工事の契約実績は、公告日の前年度以前3か年度における宇和島市発注の災害の復旧工事の契約実績(土木一式に限る。)が評価の対象となります。

・災害の復旧工事とは、設計金額130万円超の「災害復旧」、「災害復旧(応急)」、「応急復旧」、「崩壊地復旧」などの工事名が付された災害の復旧を目的とした工事をいいます。

ただし、「災害」とつかない工事名でも工事内容が災害の復旧工事に該当する場合は評価の対象となります。

・工期途中で、受注者側の申出により契約を解除したものは、評価の対象なりません。

また、当初契約の解除等により年度途中から契約したものについては、その期間にかかわらず評価の対象となります。

※指名競争入札の「入札通知書」、事後審査型一般競争入札の「入札公告個別事項」又は随意契約の「見積通知書」に、「この工事は、簡易型総合評価落札方式における災害の復旧工事の契約実績の評価対象となる工事である。」旨を記載します。

3 「実績確認型」及び「簡易実績型」における留意事項について

- ① 「実績確認型」及び「簡易実績型」では、入札参加者自らが各評価項目の得点を自己採点し、事前資料提出時点で評価値1位の者を事後審査する「自己採点方式」で評価します。
- ② 評価項目について、「実績確認型」にあっては「宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領」様式9又は様式9-1、「簡易実績型」にあっては「宇和島市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領」様式10又は様式10-1(以下「様式」という。)に定める評価項目を基本とします。
(ただし、評価項目については、工事案件に応じて変更する場合があります。)
- ③ 事前提出資料については、入札公告に記載します。
- ④ 様式について、入札参加者自ら入札金額(税抜、単位:円)及び各評価項目の得点を入札者記載欄に記載します。
- ⑤ ④を入力後、評価値等が自動計算(発注者で設定)されますが、入札参加者においても確認をお願いします。
- ⑥ 様式の入札金額が入札書と違っている場合は、発注者で入札書の金額に訂正します。
- ⑦ 様式の提出時点で評価値1位の者を事後審査した結果、得点の記載間違いがある場合は発注者で訂正し(ただし、過大評価の場合に限り訂正し、過小評価の場合は訂正しない。)、訂正後の得点で評価します。訂正後の得点においても評価値1位であれば、そのまま落札候補者となりますが、逆転する場合は評価値2位の者を事後審査します。
- ⑧ 様式の提出が無い場合や該当工事の添付資料として、他の工事に係る様式を添付した場合は無効となります。
- ⑨ 「自己採点方式」であるため、評価値の疑義照会は実施しません。
- ⑩ 自己採点の得点については、様式の提出時点で評価値1位の者に限って事後審査により発注者で確認しますが、入札参加者においても信義に従った採点をお願いします。